

## 申請要領

### 平成 29 年度 東京都共同募金会地域配分(B配分)申請について

#### I 応募資格

東京都の区域内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体など（原則として、申請時点において事業開始から1年を経過していること）。

- ① 児童厚生施設（児童館）
- ② 保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- ③ 障害者の地域生活支援事業をおこなう施設・団体および小規模作業所
- ④ 社会福祉関係通知等による施設
- ⑤ その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの、東京都共同募金会配分委員会により認められたもの）

※会社法人が経営する施設は対象になりません。

#### II 申請対象事業

- 1 備品整備（原則として日常的に使用するものとし、消耗品は除く）
  - （1）利用者の生活のためのもの
  - （2）授産事業、利用者の生活・就業訓練などで使用するもの
- 2 小破修理（賃貸物件に係るものは対象外）
  - （1）利用者が使用する建物などのドア、窓や壁紙、備品などの小規模な修理改修
- 3 研修・講習会など（1つの内容とし、利用者一人につき1回、効果の一連性を基準とする）
  - （1）利用者の日常生活訓練に資するもの（宿泊訓練含む）
  - （2）利用者の社会生活訓練に資するもの（交流事業含む）
  - （3）利用者の生活向上のための講座、健康診断など

なお、申請にあたっては、次の事柄もご確認ください。

- ① 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に応えられる事業であること
- ② 施設・団体維持のための運営費（家賃、高熱水費、人件費など）ではないこと
- ③ 平成 29 年度に購入・実施する事業であること（平成 29 年度の配分決定以前に購入・実施するものは対象となりませんのでご注意ください）
- ④ 申請は 1 施設・団体につき目的を 1 つとした 1 事業に限ること（例：目的の異なる 2 つ以上の備品整備事業や備品整備と宿泊研修を合わせての申請はできません）

### Ⅲ 配分申請額

事業内容により 10 万円～30 万円以内（万円未満切り捨て）

- ① 申請事業費の 75%以内を上記の金額となるようにしてください。申請額が申請事業費の 75%を超える場合は、申請事業費の 75%以内を申請額といたしますので、10 万円以下になる場合もあります。
- ② 平成 29 年度の奥多摩町における申請状況等により配分決定額が変わる場合があります。

### Ⅳ 申請書式

「地域配分（B配分）申請書 1・2（平成 29 年度申請・30 年度使用）」を町社会福祉協議会ホームページ (<http://www.okusyakyo.or.jp/>) からダウンロードしてお使いください。

### Ⅴ 申請書の記入方法

記入要領をご覧ください。

## VI 添付書類

1. 備品整備、小破修理の場合は見積書（定額および値引き額の記載のあるもの）の写し
2. 研修・講習会などの事業実施の場合は、実施計画書（収支予算含む）  
\* 書式任意

## VII 申請書提出期限

平成 29 年 12 月 13 日（水）

## VIII 申請上の注意および申請書提出先

○申請書のご提出にあたっては、別紙記入要領をお読みのうえ、不備や不足のないようご注意ください。

### ○申請書提出先

奥多摩町社会福祉協議会

〒198-0212 奥多摩町氷川 199

電話 83-3855 FAX 83-2567

## IX 配分の決定について

平成 30 年 3 月下旬に、東京都共同募金会奥多摩町地区協力会より通知します。

## X 配分金交付時期

平成 30 年 6 月に、東京都共同募金会より送金予定

## XI 報告書等について

事業完了後、直ちに用途報告書をご提出いただきます。